

業務提携契約書の改訂説明資料

はじめに

本資料は、株式会社黒澤工務店と株式会社SKコームとの間で締結する業務提携契約書の各条項について、5月8日の協議内容を踏まえた改訂理由と意図を説明するものです。

全体的な変更点

- 法的有効性の維持:** 既存契約書の法的枠組みを維持しつつ、協議内容を反映
- 「協業」の強調:** 単なる業務委託から互恵的な協業関係への転換
- 役割分担の明確化:** 特に500万円超の工事における役割を明確化
- フレキシビリティの確保:** 柔軟な対応が可能な契約体系
- 工事関連業務の明確化:** 工事の依頼と実施に限定し、他の協業内容は別途契約とすることを明確化

条項別の説明

第1条（目的）

変更内容:

- 「互いの強みを活かした協業関係」という表現を追加
- 「受注件数の増加、工事の効率的な実施および顧客満足度の向上」という目的を明示

変更理由: 5月8日の協議で黒澤氏が「単なる紹介業にシフトするのではなく、協業として受注件数を増やす方向性」を示されたことを反映。末武氏も「お互いの課題が解消していく方向性」を提案しており、単なる紹介手数料ビジネスではなく、互いの価値を高める協業関係であることを明確にしています。

第2条（甲による依頼及び乙の対応）

変更内容:

- 第3項に「紹介先に対しては、特に断りがない限り、乙は甲の工事部として対応する」という文言を追加

変更理由: 協議内で末武氏が「お客様からしたら黒澤工務店の末武だと思われてる」と説明し、亜希氏も「そういう名称を作っとけばいい」と同意。黒澤氏も「顔繋ぎっていうふうな観点で当社が行って、お願いしますっていう感じの方が」良いと発言されています。これにより、顧客に対しては黒澤工務店の一部として対応することを明確化しました。

第3条（工事金額が税抜500万円を超える場合の対応）

変更内容:

- ・ 従来の「30万円」から「500万円」に基準金額を引き上げ
- ・ 「建設業法の定め」による元請形態の明記
- ・ 「初回面談およびクロージング時の立会いを除き...原則として乙が担当する」という業務分担の詳細化

変更理由: 協議において「500万以上の工事は黒沢工務店が元請となる（SK工務が建設業許可を持っていないため）」という明確な制約が確認されました。また黒澤氏が「初回2回目とかクロージングのときはうち行くけどそれ以外はお願いします」と提案されたことを反映しています。これにより法的制約を遵守しつつ、効率的な業務分担を可能にしています。

第5条（紹介料）

変更内容:

- ・ 支払い期限を「翌月末日」から「第6条に基づく報告の提出の翌月20日まで」に変更
- ・ 第2項として「甲が元請となる場合、甲乙間の業務委託契約に基づく報酬は別途協議」という条項を追加

変更理由: 支払いタイミングについては、報告提出後、十分な事務処理期間を確保するため、報告翌月の20日までとしました。これにより、例えば5月分の工事は6月20日までに報告し、7月20日までに支払うという現実的な業務フローが確立されます。また、第3条で定めた500万円超の工事における元請形態では、単純な紹介料体系では対応できないため、柔軟に対応できるよう別途協議事項としました。

第6条（報告）

変更内容:

- ・ 見積書共有に関する第1項を削除
- ・ 項番号を整理し、「重要な進捗に関して」という限定を維持
- ・ 報告書式を「甲乙協議の上で決定する」に変更

変更理由: 見積書の共有義務を削除することで報告業務を簡素化しました。亜希氏の「全部変に加入するよりは、繋いで終わった方がいい」という意見や、末武氏の「報告の体制とかは細かく定義しない方がメイン」との判断を反映。過度に細かい報告体制を避け、効率的なコミュニケーションを促進します。

第7条（追加工事・リピート工事の取り扱い）

変更内容:

- ・ 「独自顧客」の定義を第3項として追加

変更理由: 「乙の本契約以前からの顧客」の定義があいまいで紛争の原因となる可能性があるため、明確な定義を追加し、事前に承認を得る手続きを確立しました。

第9条（予期せぬ事態への対応）※元第10条

設置理由: 末武氏が「これどっちの責任すかみたいな、そのどっちの守備範囲ですかみたいなのが、実際やってみたらなんか出てきたやん」と懸念を示し、「その場で場その場もしくは1週間以内とかにしっかり協議をして責任範囲をしっかり定める」という提案をされたことを反映。予期せぬ事態に迅速に対応するための仕組みを確立しました。

業務効率化の推進（削除）

削除理由: 工事のやり取りに限定した契約とするよう指示があったため、業務効率化に関する条項を削除しました。業務効率化については、必要に応じて別途契約を検討するというアプローチを尊重し、この契約は工事依頼と実施に関する内容に限定しています。

契約書の締結形式

変更内容:

- 「本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する」に変更

変更理由: 従来の「甲が原本を保管し、乙記名捺印のうえ控えを保有する」という非対称的な形式から、両者が対等な関係性を持つ形式に変更。これは末武氏の資料で指摘されていた「契約書の法的公平性」に関する懸念を解消するものです。

結論

本契約書は、既存の契約書の法的枠組みを維持しつつ、5月8日の協議内容を反映させた改訂版となっています。特に注目すべき点は以下の通りです：

- 互いの強みを活かした「協業関係」としての位置づけ
- 500万円超の工事における法的要件と効率的な業務分担の両立
- 黒澤工務店ブランドを前面に出した顧客対応
- 必要最小限の報告体制による効率的なコミュニケーション
- 工事関連の業務に限定した明確な契約範囲

この契約書によって、黒澤工務店の受注件数増加とSKホームの安定的な受注機会確保という双方のメリットを実現する協業関係を構築することが期待されます。